

札幌法と心理研究会・講演

Dr. Kwangbai Park 講演会

講演者: Kwangbai Park 教授 (忠北(チュンブク)大学)

指定討論者: 伊東裕司 教授 (慶應義塾大学)

通 訳: 松尾加代 研究員 (慶應義塾大学)

企画・司会: 仲真紀子 教授 (北海道大学)

刑事訴訟における Material Truth の原理

2017年 2月7日(火)
18:30~19:50

北海道大学

人文・社会科学総合教育研究棟 (W 棟)

W409 講義室 (札幌市北区北 10 条西 7 丁目)

J R「札幌」駅から徒歩で約 10 分、地下鉄南北線「北 12 条」駅から約 10 分

韓国の刑事訴訟法の指針の一つは、「実体的真実主義 (PMT)」である。日本の刑事訴訟法(日本の刑事訴訟法第 1 条)についても同様であると私は信じています。PMTは、容疑者(犯罪者)が必ず処罰され、無実の人は決して罰せられないという原理です。刑事訴訟法全体は、日々の刑事裁判において原則を達成するように構成されています。原理は天使か、少なくとも表面的には無害であるかのようです。しかし、それは実際に多くの冤罪を生み出すことができる悪魔なのです。私は心理的な観点から、原理の7つの悪意(非現実的、不公平、非科学的、不透明、非合理的、不正直、無責任)について議論します。私の議論には、大阪で行われた第9回東アジア法と心理学会で発表した研究が含まれます。私は最近、『無罪論』と題された(2人の元裁判官によって共著された)主題に関する本を書きました。その本は1月までに出版される見通しです。

共催: 札幌法と心理研究会、平成 28 年度日本学術振興会・社会科学専門調査班「社会科学(とくに心理学)の分野に関する学術研究動向及び学術振興方策—社会実装を目指す心理学研究の展開」(主任研究員: 仲真紀子)

後援: 国立研究開発法人「科学技術振興機構 (JST)」社会技術研究開発センター (RISTEX) 研究開発領域「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」「多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装」(研究代表者: 仲真紀子)、法と心理学会

裁判における市民(裁判員) の判断に関する議論

2017年 2月8日(水)
18:30~19:50

北海道大学

人文・社会科学総合教育研究棟 (W 棟)

W409 講義室 (札幌市北区北 10 条西 7 丁目)

J R「札幌」駅から徒歩で約 10 分、地下鉄南北線「北 12 条」駅から約 10 分

2010年、私は、Cronbachのアルファと測定理論を使って正しい評決を下す実情調査員の能力測定に関する論文を書きました。この研究は非常に意欲的で大胆な取り組みであり、“Law and Human Behavior”(学会誌)にそれを公開するのに、長い月日(3年)がかかりました。刑事裁判に対する正しい評決が同定されうのだ、という考えを、査読者は当然のことながら容易に受け入れることも(拒否することも)できませんでした。彼らは最終的に論文を受理しました(あるいは彼らはあまりにも疲れていて、けりをつけたかったのです)。以来、私は研究のラインに滅多に戻ることはありませんでした。なぜなら、散在的に現れては消えていく他のトピックが一見興味深く映っていたからです。しかし、私はいつか根本的な話題に立ち返ることを望んでいます。なぜなら私たちは今、この半島(韓国)で“裁判員裁判(lay participation trials)”を実施しているからです。この研究に興味をいづく札幌の皆さんには、その論文の中心的なアイデアをお話したいと思います。

お問い合わせ先:
北海道大学司法面接支援室
child@let.hokudai.ac.jp
TEL/FAX: (011) 706-2306